

園 規 則
(重 要 事 項 説 明 書)

社 会 福 祉 法 人 あ ゆ み 会

国 立 あ ゆ み 保 育 園

園 規 則
(重 要 事 項 説 明 書)

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本園は子ども・子育て支援法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

(理 念)

第2条 本園の理念は、下記のとおりとする。
自然がいっぱいの環境で
本物に出会い、感性を磨く
大事な乳幼児期にたくさんの経験を

(名 称)

第3条 本園は国立あゆみ保育園とする。

(所在地)

第4条 本園を国立市矢川三丁目20番地の24に置く。

第 2 章 職 員 及 び 職 務

(職員の区分及び定数)

第5条 園に次の職員をおく。職員定数は、職員配置基準を下回らない人数とする。

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) 園 長 | (2) 保 育 士 |
| (3) 栄養士または調理員 | (4) 事 務 員 |
| (5) 用 務 員 | (6) 保健師または看護師 |
| (7) 嘱 託 医 | |

2 前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員をおくことができる。

(職員の資格)

第6条 職員は、児童福祉施設最低基準第7条に該当するものうちから理事長（園長）が任命する。ただし保育士については、児童福祉法第18条の18の第1項に該当する保育士資格者であることを要する。

(職 務)

第7条 園長は園の業務を統轄する。

2 主任保育士は、園長を補佐し保育内容について保育士を統轄する。

- 3 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- 4 保健師または看護師は、児童の健康管理と園全般の衛生管理の業務を行う。
- 5 栄養士または調理員は、給食業務に従事する。
- 6 事務員は、庶務及び会計・出納に関する業務を行う。
- 7 用務員は、園内諸雑務に従事する。
- 8 嘱託医は、児童の医務業務を行う。

(勤務体制の確保)

第7条の2 適切な保育を提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 施設の職員によって保育を提供する。
- 3 職員の資質の向上のため、研修の機会を確保する。

(職務の心得)

第8条 職員は、この規則及びこれに付随する諸規定を守り、園長の指示に従い職場秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

第 3 章 文 書

(文書の取扱)

第9条 文書は、正確、迅速、丁寧に取り扱い、事務が円滑適性に行われるように処理しなければならない。

(文書の管理)

第10条 文書は常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるよう常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置をとらなければならない。

(備えるべき帳簿及び保存年限)

第11条 入所児童に対する保育の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 保育の提供に当たっての計画
- (2) 保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際して採った処理についての記録

第 4 章 定 員

(定 員)

- 第12条 本園の定員は67名とし、その内訳は次のとおりとする。
- | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|-----|
| 3号認定 | 0才児… | 6名、 | 1才児… | 10名、 | 2才児… | 15名 |
| 2号認定 | 3才児… | 12名、 | 4才児… | 12名、 | 5才児… | 12名 |

第5章 入所及び退所

(入所)

- 第13条 本園の入所児童は児童福祉法第24条の規定により入所決定を受けた児童であること。ただし定員に余裕のある場合は私的契約児を入園させることができる。

(退所)

- 第14条 次に該当したときは、退所させることができる。
- (1) 児童福祉法第24条による入所理由が解消したとき。
 - (2) 私的契約児で理由なく保育料を2ヶ月以上滞納したとき。
 - (3) その他市長と協議のうえ適当と認められたとき。

第6章 入所児童の処遇

(平等の原則)

- 第15条 本園は、入所児童又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱をしない。

(費用)

- 第16条 保育料は入所児童について市長の定めた額とする。
- 2 延長保育料は別記延長保育規定に基づいた額とする。
 - 3 3歳以上児の給食費(副食費)は別記給食費(副食費)の徴収に関する規程に基づいた額とする。

(保育時間)

- 第17条 当園の開園時間は、午前7時15分から午後7時15分までとし、保育提供時間は保育標準時間の場合午前7時15分から午後6時15分まで、保育短時間の場合は午前9時から午後5時までとする。

また、勤務時間等の都合で、保護者が希望する場合は、別記延長保育規程に基づき、保育標準時間の場合午後6時15分から午後7時15分まで、保育短時間の場合は、午前7時15分から午前9時、午後5時から午後6時15分まで、及び午後6時15分から午後7時15分まで延長保育を行う。

(登降園)

- 第18条 登降園については原則として保護者が付添うものとする。

(保育内容)

第19条 保育内容については、入所児童の年齢、発達に応じてこれをわけ、指導計画を立てる。

(デイリープログラム及び年間行事)

第20条 デイリープログラム及び年間行事については別に園のしおりに掲載する。

(休園日)

第21条 本園の休園日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律で定められた休日
- (2) 12月29日より1月3日までの日
- (3) 入所児童が多数伝染病に罹患する、又は災害等、保育上重大な影響があるときで、市長が認めた日

(欠席)

第22条 入所児童が欠席する場合には、保護者は口頭又は文書で園に連絡しなければならない。

(登園停止)

第23条 入所児童又は入所児童の同居家族に伝染病等の発生により、他の入所児童に感染するおそれがあると園長が認めたときは、登園停止を命じることができる。

(保護者との連絡)

第24条 園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(健康管理)

第25条 園長、保健師または看護師は常に入所児童の健康に留意し年2回以上の健康診断を実施しその結果を記録しておかなければならない。

(苦情受付窓口)

第26条 提供した保育に関する子どもの保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を以下の様に設置し対応にあたる。

- ・苦情解決担当者…主任保育士、担任等の中から定める
- ・苦情解決責任者…園長
- ・第三者委員…事務所に掲示

2 苦情を受けた場合は、内容等を記録する。

3 提供した保育に関し、市町村が行う報告、書類の提示の命令、質問、検査、調査等に協力するとともに、指導等を受けた場合には、それに従い必要な改善を行う。

(非常災害対策)

第27条 園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、とるべき措置についてあらかじめ対策をたて、少なくとも毎月1回入所児童及び職員の避難及び消火訓練を行うものとする。

第 8 章 雑 則

(虐待禁止)

第28条 職員は、入所児童に対し、入所児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 虐待等が疑われるような事案があった場合は、子ども家庭支援センターへの通報を行う。

3 園は入所児童の人権の擁護、虐待防止のための次の措置を講ずるものとする。

(1) 人権の擁護、虐待防止等に関する体制の整備

(2) 虐待の防止の啓発・普及するための職員に対する研修の実施

(3) その他、入所児童の人権擁護、虐待の防止等のための必要な措置

(秘密保持)

第29条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入所児童又は家族の秘密を漏らしてはならない。

2 園は、正当な理由なく、業務上知り得た入所児童又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

3 小学校、他の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、入所児童に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所児童の保護者の同意を得るものとする。緊急の場合はこの限りでない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 園は、事故の発生又は再発防止のため、措置を講じるものとする。

2 保育の提供により、事故が発生した場合、速やかに市町村、入所児童の家庭等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(緊急時等における対応方法)

第30条の2 保育の提供を行っているときに、入所児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(地域連携)

第31条 園は運営にあたり、地域住民又は自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域と交流する。

(説明責任)

第32条 園は、保育の提供に関し、あらかじめ、運営規程等の重要事項を記した文書を
交付して説明を行い、保育の提供について同意を得るものとする。

(改正)

第33条 この規則を改正、廃止するときは、社会福祉法人あゆみ会理事会の議決を経るものとする。

付 則

この規則は平成25年 4月 1日から施行する。

平成26年11月 1日 改定

平成27年 4月 1日 改定

令和 元年10月 1日 改定

令和 4年 4月 1日 改定